

氏名	松 倉 聡 史 (マツクラ トシフミ)
所属	保健福祉学部社会福祉学科
職名	教 授
研究室連絡先	電話 01654-2-4194(代)、直通 01654-2-4199-1307 FAX 01654-3-3354 E-mail matukura@nayoro.ac.jp
ホームページ URL	

学歴	1979年 3月 中央大学 法学部政治学科卒業 法学士 1995年 3月 北海学園大学大学院法学研究科法律学専攻修士課程修了 修士(法学) 1999年 3月 北海学園大学大学院法学研究科法律学専攻博士課程修了 博士(法学)
職歴	1996年 4月～2001年 3月 旭川大学非常勤講師 1994年 4月～2001年 3月 国立旭川工業高等専門学校非常勤講師 2001年 4月～2004年 3月 市立名寄短期大学助教授 2004年 4月～2006年 3月 市立名寄短期大学教授 2006年 4月～現在に至る 名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科教授
学位	博士(法学)
免許・資格	中学校教諭1級普通免許、高等学校教諭2級普通免許 社会・商業 行政書士
研究分野	憲法、教育法、子どもの権利、
現在の研究課題	生徒の表現の自由、子どもの権利条約、憲法改正論議
主な担当科目	日本国憲法、法学、子どもの権利
研究・教育業績	<ul style="list-style-type: none"> ・「学習 子どもの権利条約」(共著)、日本評論社、1998年 ・「子どもの意見表明権の法的性格—『子どもの権利条約』とわが国の子どもの権利論—」(単著)、修士論文、北海学園大学大学院法学研究科法律学専攻、1995年 ・「子どもの権利条約と権利保障に関する実態調査報告書」(共著)、北海道教職員教育調査研究室編、1997年 ・「北海道の子どもの権利保障実態調査報告書」 「PTA研究 第279号」(単著)、全国PTA研究会、1998年 ・「アメリカにおける生徒の表現の自由—ティンカー判決以後の判例の分析を中心に—」(単著)、博士論文、北海学園大学大学院法学研究科法律学専攻、2000年 北海学園大学法学研究 第36巻3号～第38巻第2号に連載、2001～2002年 ・「アメリカにおける生徒の権利の動向—表現の自由に関する法理の展開—」(単著)、 「子どもの権利研究創刊号」、日本評論社、2002年 ・「旭川市立中学校女子生徒性的いじめ事件裁判」(単著)、市立名寄短期大学紀要第34巻 ・「現代型訴訟の展開と課題—憲法訴訟と行政訴訟との交錯—」(単著)、市立名寄短期大学 ・「子どもの人権と保育・教育」(共著)、保育出版社、2005年 ・「[逐条] 子どもの権利条約」(共著)、日本評論社、2009年 ・「子どもの権利条約総合研究所編、日本評論社、2010年

学会活動	日本教育法学会会員 (1996年～現在)、 日本生命倫理学会会員 (2000年～現在)
------	--

	<p>日本地域福祉学会会員 (2006年～現在)</p> <p>日本社会福祉学会会員 (2006年～現在)</p>
--	---

社会活動	<p>子どもの権利条約ネットワーク会員 (1993年～現在)</p> <p>D・C・I (Defense for Children International) 日本支部会員 (1996年～現在)</p> <p>北海道平和共同研究会会員 (2000年～現在)</p> <p>北海道子どもの虐待防止協会道北支部会員 (2001年～現在)</p> <p>旭川家庭裁判所所属家事調停委員, 旭川地方裁判所及び名寄簡易裁判所所属民事調停委員 (2003年～現在)</p> <p>名寄家庭生活カウンセラー主催で「子どもの権利条約を家庭・学校・地域に生かす」と題する連続講座を行う。(2001年)</p> <p>朝日町 (朝日サンライズホール) で憲法改正問題の連続4回の講座を行う (2005～2006年)。</p> <p>旭川市の「子どもの権利条例」制定の集会において講演会を行う。(2006年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「活かそう！子どもの権利条約—元気が学校と地域を創る—」対談 喜多明人 (早稲田大学教授) 上川・旭川支部教育研究集会 ・憲法第9条の現代的意義と文民統制の空洞化、土別憲法9条の会 (土別) (2009年) ・平和憲法と防衛問題、公開講座 (和寒) (2009) ・美深育成園理事 (2008年～現在に至る) ・道北福祉センター評議員 (2008年～現在に至る)
------	---

受賞	
----	--

コメント	<p>憲法学の学問を基礎に研究を重ね、表現の自由に関わる生徒の権利をアメリカにおけるティンカー判決以後の判例理論と学説を領域的二分論として発表し、これからもアメリカ憲法の研究を続けていくつもりです。近年の憲法改正問題によって、憲法第9条に関わる講演会を名寄、比布町、朝日町、土別市、和寒町などで行っています。</p> <p>教育法の分野として「子どもの権利条約」を研究対象とし、子どもの意見表明権の法的性格を国連の起草過程の審議を追いながら、学説の分類と自説を展開しています。「子どもの権利条約」を北海道の教育に生かす立場から、小・中学校の「子どもの権利条約」の取り組みを追い、また「子どもの権利条例」の制定の動向にも関心を持っています。旭川での「子どもの権利条例」の制定の動向もあり、発起集会における講演会を行ってきました。全国各地の「子どもの権利条例」の動向にも関心を持ち、「北海道奈井江町子どもの権利条例」、「川崎市子どもの権利条例」、「川西市子ども人権オンブズパーソン条例」をも視察し、子どもの権利条例制定の意義と課題を考察しています。</p> <p>これからも法学、憲法、教育法を基礎にしながらも、児童福祉や障害者福祉、高齢者福祉といった幅広い社会福祉の分野をも学び、研究領域に含めていこうと思っています。現場の高校教育にいた経験を生かし、社会科教育や教育法学などを教育の現実を見つめながら、学んでいこうと思っています。</p>
------	---